

2024-2025  
貨物編

# 運行 管理者試験

重要問題厳選集

---

ポイント解説付き

# 運行管理者試験 問題と解説 & アプリのご案内

テキストと過去問題と解説が1冊に合体!

## 運行管理者試験

貨物編

令和6年8月  
CBT試験  
受験版

### 問題と解説

CBT試験と改正改善基準に完全対応!!

<b>2つの過去問+1</b> <ul style="list-style-type: none"><li>CBT公表問題</li><li>暗記公表問題</li><li>書籍収録・分析した問題</li></ul>	<b>充実した解説</b> <ul style="list-style-type: none"><li>公表問題や改善基準をどこよりも徹底解説</li></ul>	<b>赤シート対応!</b> <ul style="list-style-type: none"><li>暗記しやすい2色表記</li></ul>
--	---	---

公論出版

※書籍の表紙や内容は変更となる場合がございます

## 問題と解説 **書籍**

### 貨物編 令和6年8月 CBT 試験受験版

定価 2,640 円

令和6年5月25日 発刊予定

テキストと問題集が1つになった1冊

CBT 試験と改正改善基準にも完全対応!!

A5

CBT 試験  
過去問

充実した  
解説

暗記に便利!!  
赤シート対応

2024-2025  
運行管理者試験  
貨物編  
重要問題厳選集  
公論出版

2024-2025  
運行管理者試験  
貨物編  
重要問題厳選集  
公論出版

※アプリのデザインや内容は変更となる場合がございます

## 重要問題厳選集 **アプリ**

### 貨物編 App Store / Google Play : 1,800 円

2024-2025 2024年7月頃 リリース予定!

インストール方法 (リリース後)

特設サイト

右記の二次元コードをご利用ください

各ストア

検索 運行管理者試験 貨物 公論出版



※本書発刊時点では、「2023-2024」版が表示されます。  
必ず「2024-2025」版かをご確認の上、インストールしてください。

重要問題厳選集の内容をそのままアプリ化!

出題形式を選べる※など便利機能を多数追加!

※①書籍の掲載順、②前回の続きから、③ランダム

誤答  
管理

進行  
管理

広告  
なし

CBT 試験も再現可能?!  
ブックマーク

# 目次

はじめに	4
受験ガイド	9
第1章 貨物自動車運送事業法	11
第2章 道路運送車両法	67
第3章 道路交通法	95
第4章 労働基準法	135
第5章 実務上の知識及び能力	181
模擬試験 運行管理者試験問題（貨物）第1回	235
模擬試験 第1回 解答&解説	261
模擬試験 運行管理者試験問題（貨物）第2回	275
模擬試験 第2回 解答&解説	302

# はじめに

- ①本書は、(公財) 運行管理者試験センターが行う運行管理者試験(貨物)の過去出題問題をジャンル別に区分し、それぞれにポイント解説を加えた練習問題集です。
- ②過去4回分の受験者数及び合格率は次のとおりです。

実施時期	令和5年度第2回	令和5年度第1回	令和4年度第2回	令和4年度第1回
受験者数	22,493人	26,293人	23,759人	28,804人
合格率	34.2%	33.5%	34.6%	38.4%

- ③各章の順序は、試験問題と同じく、次のとおりとしました。
- 第1章 貨物自動車運送事業法      第2章 道路運送車両法      3章 道路交通法  
第4章 労働基準法      第5章 実務上の知識及び能力
- ④掲載問題は、弊社で過去10回分以上の出題問題を分析した上で、出題頻度が高い重要問題を収録しています。
- ⑤収録している問題は、現行の法令(令和6年3月現在)等に対応するよう編集しているので、そのまま学習することができます。
- ⑥各問題には★印の三段階で重要度を示しています。★印が多いほど重要度の高い(=出題頻度が高い)問題であり、これを集中的に解き、理解することで、確実な得点につながります。
- ⑦各問題には  を用意してあります。正解した問題にチェックを入れ、学習の習熟度を測る目安として活用して下さい。
- ⑧重要な部分や文字だけでは理解しづらい部分は、イラストや表でまとめています。
- ⑨  では問題の理解を深めるために必要な法令用語等を解説しています。
- ⑩  **覚えておこう** ではよく出題されるポイントを収録しました。試験前など、短時間で要点を確認するときにご利用下さい。
- ⑪解説では、問題を解く上で参照すべき法令等を掲載しています。より詳しく学習するときなどに活用して下さい。

⑫法令の仕組みについて簡単に説明します。一つの法は、それに続く政令、省令、告示などを含めて成り立っています。政令、省令、告示などにより、法のより細かい部分が定められています。本書で関係する主な法をまとめると、次のとおりとなります。

法律	政令、省令、告示
貨物自動車運送事業法 (運送事業法)	◎貨物自動車運送事業法施行規則 (省令)
	◎貨物自動車運送事業輸送安全規則 (省令)
	◎自動車事故報告規則 (省令)
	◎貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 (省令)
道路運送車両法 (車両法)	◎道路運送車両法施行規則 (省令)
	◎自動車点検基準 (省令)
	◎道路運送車両の保安基準 (省令)
	◎道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (告示)
道路交通法 (道交法)	◎道路交通法施行令 (政令)
労働基準法 (労基法)	◎自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (告示)
労働安全衛生法 (安衛法)	◎労働安全衛生規則 (告示)

※政令は、内閣が制定する命令、省令は各省大臣が主任の事務につき発する命令をいいます。また、告示は各省庁などが広く一般に向けて行う通知をいいます。

⑬法令の原文は、次のように表されています。

カッコ内は、その条文の表題を表す。  
本書では、主に小見出しで表示してある。

<p>(目的)</p> <p>第1条 ……………</p> <p>……………。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 ……………</p> <p>……………。</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>……………。</p>	<p>第1条第1項という。ただし、第1項の「1」は表記しない。本書では、原則として全て「1」を表記してある。また、その条が第1項しかない場合、区別する必要がないため、第1項を表記しないことがある。</p> <p>第1条第1項第1号という。ただし、第1項しかない場合、第1条第1号と表記する場合がある。また、本書では第1号、第2号…、を①、②…と表記した。</p> <p>第2条第1項第1号という。</p>
---	--

## 貨物自動車運送事業法

- 1-1. 目的と定義
- 1-2. 運送事業の許可・事業計画・運送約款
- 1-3. 輸送の安全
- 1-4. 一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全に係る情報の公表
- 1-5. 過労運転の防止
- 1-6. 貨物の積載と車庫の位置
- 1-7. 点呼
- 1-8. 運行等の記録
- 1-9. 従業員に対する指導及び監督等
- 1-10. 乗務員・運転者
- 1-11. 運行管理者
- 1-12. 事故の報告（定義・報告・速報）

# 1-1 目的と定義

## 問1

☆☆☆



貨物自動車運送事業法の目的についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を（A）なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による（B）を促進することにより、（C）を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって（D）の増進に資することを目的とする。

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| A | ① 適正かつ合理的 | ② 健全かつ効率的 |
| B | ① 秩序の確立   | ② 自主的な活動  |
| C | ① 安定的な利益  | ② 輸送の安全   |
| D | ① 公共の福祉   | ② 公正な競争   |

### ポイント解説

運送事業法第1条第1項を参照。

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を（**適正かつ合理的**）なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による（**自主的な活動**）を促進することにより、（**輸送の安全**）を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって（**公共の福祉**）の増進に資することを目的とする。

▶ 答え A-① : B-② : C-② : D-①

問2

★★☆



貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業及び貨物自動車利用運送事業をいう。
2. 一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。
3. 貨物軽自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。
4. 貨物自動車利用運送とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者の行う運送（自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。

ポイント解説

1. **誤り**。貨物自動車運送事業は、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業の3つ。貨物自動車利用運送事業は**含まれない**。運送事業法第2条第1項を参照。
2. 正しい。運送事業法第2条第2項を参照。
3. 正しい。運送事業法第2条第4項を参照。
4. 正しい。運送事業法第2条第7項を参照。

▶ 答え 1

用語

一般貨物自動車運送事業	他人から運送の依頼を受け、トラックを使用して貨物を運送し、運賃を受け取る事業のこと。一般に運送業と呼ばれているもの。
特定貨物自動車運送事業	特定の者（1社のみ）の貨物運送を行う事業のこと。例えば、企業内の運送部門など。
貨物軽自動車運送事業	軽トラック、バイクを利用して、貨物運送を行う事業のこと。
貨物自動車利用運送事業	荷主から貨物運送の依頼を受け、他の運送事業者にその貨物運送を依頼する事業のこと。

# 第 2 章

## 道路運送車両法

- 2-1. 法律の目的と定義
- 2-2. 登録制度
- 2-3. 自動車の検査
- 2-4. 点検整備
- 2-5. 保安基準

## 2-1

# 法律の目的と定義

問1

☆☆☆



道路運送車両法の目的についての次の文中、A～Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。

この法律は、道路運送車両に関し、(A)についての公証等を行い、並びに(B)及び(C)その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(D)ことを目的とする。

- |   |              |              |
|---|--------------|--------------|
| A | ① 所有権        | ② 取得         |
| B | ① 運行の安全性の確保  | ② 安全性の確保     |
| C | ① 騒音の防止      | ② 公害の防止      |
| D | ① 道路交通の発達を図る | ② 公共の福祉を増進する |

### ポイント解説

車両法第1条第1項を参照。

この法律は、道路運送車両に関し、(所有権)についての公証等を行い、並びに(安全性の確保)及び(公害の防止)その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(公共の福祉を増進する)ことを目的とする。

▶ 答え A-① : B-② : C-② : D-②



道路運送車両法に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
- 自動車の種別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として定められ、その別は、大型自動車、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車である。
- この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。
- この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

### ポイント解説

- 正しい。車両法第2条第1項を参照。
- 誤り**。道路運送車両法での「自動車」の種別に**大型自動車はない**。道路運送車両法では、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の5種類に区分している。車両法第3条第1項を参照。
- 正しい。車両法第2条第2項を参照。
- 正しい。車両法第2条第3項を参照。

▶ 答え 2

### 覚えておこう【車両法と道交法の自動車の種別】

車両法（5種類に区分）		道交法（7種類に区分）	
① 普通自動車	② 小型自動車	① 大型自動車	② 中型自動車
③ 軽自動車	④ 大型特殊自動車	③ 普通自動車	④ 大型自動二輪車
⑤ 小型特殊自動車		⑤ 普通自動二輪車	⑥ 大型特殊自動車
		⑦ 小型特殊自動車	

# 第 3 章

## 道路交通法

- 3-1. 目的と定義
- 3-2. 自動車の種類と運転免許
- 3-3. 信号機の意味
- 3-4. 最高速度
- 3-5. 徐行及び一時停止
- 3-6. 車両の交通方法
- 3-7. 追越し等
- 3-8. 交差点
- 3-9. 停車及び駐車禁止場所
- 3-10. 灯火及び合図
- 3-11. 積載の制限と過積載車両の取扱い
- 3-12. 酒気帯び運転の禁止
- 3-13. 過労運転の禁止
- 3-14. 運転者の遵守事項
- 3-15. 交通事故の場合の措置
- 3-16. 使用者に対する通知
- 3-17. 道路標識

# 3-1 目的・定義

問1

☆☆☆



道路交通法に定める用語の定義等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 路側帯とは、歩行者及び自転車の通行の用に供するため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。
2. 安全地帯とは、路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分を用いる。
3. 車両とは、自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
4. 自動車とは、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で道路交通法施行令で定めるもの以外のものをいう。

## ポイント解説

1. 誤り。路側帯とは、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。道交法第2条第1項第3号の4を参照。
2. 正しい。道交法第2条第1項第6号を参照。
3. 正しい。道交法第2条第1項第8号を参照。
4. 正しい。道交法第2条第1項第9号を参照。

▶ 答え 1

## 問2

☆☆☆



道路交通法に定める用語の意義に関する下記のA・B・C・Dの記述について、その意義に該当する用語の組合せとしていずれか正しいものを1つ選びなさい。

- A. 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。
- B. 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの以外のものをいう。
- C. 車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。
- D. 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路紙、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

- |   |        |        |
|---|--------|--------|
| A | ① 歩道   | ② 路側帯  |
| B | ① 自動車  | ② 車両   |
| C | ① 進路変更 | ② 進行妨害 |
| D | ① 道路標識 | ② 道路標示 |

### ポイント解説

- A. **路側帯**。道交法第2条第1項第3号の4を参照。
- B. **自動車**。道交法第2条第1項第9号を参照。
- C. **進行妨害**。道交法第2条第1項第22号を参照。
- D. **道路標示**。道交法第2条第1項第16号を参照。

▶**答え** A-②, B-①, C-②, D-②

## 労働基準法

- 4-1. 労働条件・定義・解雇
- 4-2. 賃金・休み・女性
- 4-3. 就業規則
- 4-4. 健康診断
- 4-5. 労働時間等の改善基準 [ 1 ]
- 4-6. 労働時間等の改善基準 [ 2 ]
- 4-7. 労働時間等の改善基準 [ 3 ]
- 4-8. 労働時間等の改善基準 [ 4 ]
- 4-9. 労働時間等の改善基準 [ 5 ]
- 4-10. 労働時間等の改善基準 [ 6 ]

## 4-1

# 労働条件・定義・解雇

問1

☆☆☆



労働基準法の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
2. 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしないように努めなければならない。
3. 「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。
4. 「平均賃金」とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3ヵ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の所定労働日数で除した金額をいう。

### ポイント解説

1. **正しい**。労基法第1条第2項を参照。
2. 誤り。使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、**差別的取扱をしてはならない**。労基法第3条第1項を参照。
3. **正しい**。労基法第10条第1項を参照。
4. 誤り。「平均賃金」とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3ヵ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の**総日数**で除した金額をいう。労基法第12条第1項を参照。

▶答え 1と3



労働基準法（以下「法」という。）に定める労働契約についての次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後6週間並びに産前産後の女性が法第65条（産前産後）の規定によって休業する期間及びその後6週間は、解雇してはならない。
2. 労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。
3. 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、法第20条の規定に基づき、少なくとも14日前にその予告をしなければならない。14日前に予告をしない使用者は、14日分以上の平均賃金を支払わなければならない。
4. 法第20条（解雇の予告）の規定は、法に定める期間を超えない限りにおいて、「日雇い入れられる者」、「2ヵ月以内の期間を定めて使用される者」、「季節的業務に4ヵ月以内の期間を定めて使用される者」又は「試の使用期間中の者」のいずれかに該当する労働者については適用しない。

### ポイント解説

1. 誤り。労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後**30日間**並びに産前産後の女性が法第65条（産前産後）の規定によって休業する期間及びその後**30日間**は、解雇してはならない。労基法第19条第1項を参照。
2. **正しい**。労基法第22条第1項を参照。
3. 誤り。労働者を解雇しようとする場合においては、法第20条の規定に基づき、少なくとも**30日前**にその予告をしなければならない。**30日前**に予告をしない使用者は、**30日分以上**の平均賃金を支払わなければならない。労基法第20条第1項を参照。
4. **正しい**。労基法第21条第1項第1号～第4号を参照。

▶答え 2と4

# 第 5 章

## 実務上の知識及び能力

- 5-1. 運行管理者
- 5-2. 運行計画
- 5-3. 運転者の健康管理
- 5-4. 交通事故等緊急事態
- 5-5. 事故の再発防止対策
- 5-6. 交通事故防止等
- 5-7. 走行時に働く力と諸現象
- 5-8. 自動車に関する計算問題

# 5-1

# 運行管理者

問1

★★★



運行管理に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者は、自動車運送事業者の代理人として事業用自動車の輸送の安全確保に関する業務全般を行い、交通事故を防止する役割を担っている。したがって、事故が発生した場合には、自動車運送事業者に代わって責任を負うこととなる。
2. 運行管理者は、運行管理業務に精通し、確実に遂行しなければならない。そのためにも自動車輸送に関連する諸規制を理解し、実務知識を身につけると共に、日頃から運転者等と積極的にコミュニケーションを図り、必要な場合にあっては運転者等の声を事業者に伝え、常に安全で明るい職場環境を築いていくことも重要な役割である。
3. 運行管理者は、業務開始及び業務終了後の運転者等に対し、原則、対面で点呼を実施しなければならないが、遠隔地で業務が開始又は終了する場合、車庫と営業所が離れている場合、又は運転者等の出庫・帰庫が早朝・深夜であり、点呼を行う運行管理者が営業所に出勤していない場合等、運行上やむを得ず、対面での点呼が実施できないときには、電話、その他の方法で行う必要がある。
4. 運行管理者は、事業用自動車が行っているときにおいては、運行管理業務に従事している必要がある。しかし、1人の運行管理者が毎日、24時間営業所に勤務することは不可能である。そのため自動車運送事業者は、複数の運行管理者を選任して交替制で行わせるか、又は、運行管理者の補助者を選任し、点呼の一部を実施させるなど、確実な運行管理業務を遂行させる必要がある。

## ポイント解説

1. 不適切。事業者に代わって責任を負うことはない。ただし、適切な運行管理を行っていないことで交通事故が発生した場合は、厳しい処分を受ける場合がある。
2. 適切である。記述のとおり。
3. 不適切。車庫と営業所が離れている場合や、出庫・帰庫が早朝、深夜で運行管理者が出勤していない場合などは「**運行上やむを得ない場合**」には含まれないため、電話等による点呼はできない。必要に応じて運行管理者や補助者を派遣して、**対面点呼を確実に実施する**。「安全規則の解釈及び運用」第7条第1項（1）を参照。
4. 適切である。記述のとおり。

▶答え 2と4

## 問2

★★★



運行管理者の日常業務の記録等に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者は、事業用自動車の運転者が他の営業所に転出し当該営業所の運転者でなくなったときは、直ちに、運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載して1年間保存している。
2. 運行管理者は、運行記録計により記録される「瞬間速度」、「運行距離」及び「運行時間」等により運転者の運行の実態や車両の運行の実態を分析し、運転者の日常の業務を把握し、過労運転の防止及び運行の適正化を図る資料として活用しており、この運行記録計の記録を1年間保存している。
3. 運行管理者は、事業用自動車の運転者等に対し、事業用自動車の構造上の特性、貨物の正しい積載方法など事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び自動車の運転に関して遵守すべき事項等について、適切に指導を行うとともに、その内容等について記録し、かつ、その記録を営業所において1年間保存している。
4. 運行管理者は、事業用自動車の運転者に対する業務前点呼において、酒気帯びの有無については、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認するとともに点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容等を記録し、かつ、その記録を1年間保存している。

### ポイント解説

1. 不適切。運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載して**3年間保存**する。安全規則第9条の5第2項を参照。
2. **適切である**。運行記録計の目的は、記録された運転者の運行の実態や車両の運行の実態を分析し、秩序ある運行の確保に活用し、運転者の日常の業務を把握し、過労運転の防止及び運行の適正化を図る資料として活用できる。安全規則第9条第1項、安全規則第20条第1項第10号を参照。
3. 不適切。運転者等に対し適切に指導を行うとともに、その内容等について記録し、かつ、その記録を営業所において**3年間保存**する。安全規則第20条第1項第14号を参照。
4. **適切である**。安全規則第7条第5項を参照。

▶ 答え 2と4

# 模擬試験

## 運行管理者試験問題（貨物）第1回

### 注 意

※この模擬試験は過去問題の出題傾向をもとに作成したものであり、次回の試験に出題される問題を予想した予想問題ではありません。この点をご理解いただいた上で、実力チェックに活用してください。

1. 問題は、全30問です。制限時間は90分です。

2. 答えを記入する際は、各問題の設問の指示に従い解答してください。

なお、解答にあたっては、各設問及び選択肢に記載された事項以外は、考慮しないものとします。また、設問で求める数と異なる数の解答をしたもの、及び複数の解答を求める問題で一部不正解のものは、正解としません。

## 第1章 貨物自動車運送事業法

**問1** 貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 一般貨物自動車運送事業者は、法律の規定により事業計画の変更の認可を申請しようとする者は、所定の事項を記載した事業計画変更認可申請書を提出しなければならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者は、「営業所又は荷扱所の名称」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、「自動車車庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 一般貨物自動車運送事業者は、「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

**問2** 貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の輸送の安全等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附随する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者とその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務日数及び乗務距離の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項を遵守しなければならない。
2. 事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。
3. 事業者は、過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。
4. 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員は、運行の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

# 模擬試験

## 運行管理者試験問題（貨物）第2回

### 注 意

※この模擬試験は過去問題の出題傾向をもとに作成したものであり、次回の試験に出題される問題を予想した予想問題ではありません。この点をご理解いただいた上で、実力チェックに活用してください。

1. 問題は、全30問です。制限時間は90分です。

2. 答えを記入する際は、各問題の設問の指示に従い解答してください。

なお、解答にあたっては、各設問及び選択肢に記載された事項以外は、考慮しないものとします。また、設問で求める数と異なる数の解答をしたもの、及び複数の解答を求める問題で一部不正解のものは、正解としません。

## 第1章 貨物自動車運送事業法

問1 貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 貨物自動車運送事業法は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
2. 貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。
3. 一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。
4. 貨物軽自動車運送事業とは、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

問2 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の安全管理規程等及び輸送の安全に係る情報の公開に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選びなさい。

1. 事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の保有車両数が（A）以上の事業者は、安全管理規程を定めて国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2. 貨物自動車運送事業法第16条第1項の規定により（B）を定めなければならない事業者は、（C）を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（D）以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であって国土交通大臣が告示で定める①輸送の安全に関する基本的な方針、②輸送の安全に関する目標及びその達成状況、③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。